

第37号議案

蒲郡市職員の給与に関する条例等の一部改正について

蒲郡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和4年5月12日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

職員等の期末手当の改定を行うため提案する。

蒲郡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(蒲郡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 蒲郡市職員の給与に関する条例（昭和36年蒲郡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第20条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の72.5」を「100分の67.5」に改める。

(蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第2条 蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成28年蒲郡市条例第29号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「100分の127.5」を「100分の120」に、「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(蒲郡市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第3条 蒲郡市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年蒲郡市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(蒲郡市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 蒲郡市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年蒲郡市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

(蒲郡市教育委員会教育長の給与に関する条例の一部改正)

第5条 蒲郡市教育委員会教育長の給与に関する条例（平成27年蒲郡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の167.5」を「100分の162.5」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

第2条 令和4年6月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の蒲郡市職員の給与に関する条例第20条第2項(同条第3項又は第2条の規定による改正後の蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第9条第2項の規定により読み替えて適用する場合及び蒲郡市少人数学級編制の実施に係る市費負担教員の任用、給与等に関する条例(平成25年蒲郡市条例第21号。以下この条において「市費負担教員条例」という。))第11条において準用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(蒲郡市職員の育児休業等に関する条例(平成4年蒲郡市条例第1号)第17条の規定により読み替えて適用する場合及び市費負担教員条例第11条において準用する場合を含む。))若しくは第27条第1項から第3項まで、第5項若しくは第7項、第3条の規定による改正後の蒲郡市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例第5条第2項及び第3項、第4条の規定による改正後の蒲郡市特別職の職員の給与に関する条例第3条第2項及び第3項又は第5条の規定による改正後の蒲郡市教育委員会教育長の給与に関する条例第3条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この条において「基準額」という。)から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、同月1日(同日前1か月以内に退職した者にあつては、当該退職をした日)における次の各号に掲げる者の区分ごとに、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(以下この条において「調整額」という。)を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 再任用職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下この号において「法」という。))第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員をいう。次号において同じ。)以外の職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める割合
- | | |
|--|-----------|
| ア イ及びウに掲げる職員以外の職員 | 127.5分の15 |
| イ 蒲郡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第7条第1項に規定する特定任期付職員、市長、副市長又は教育長 | 167.5分の10 |
| ウ 法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員 | 零 |
- (2) 再任用職員 72.5分の10

(3) 議会の議員 167.5分の10

(委任)

第3条 前条に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。